

令和5年度第1回米沢市地域公共交通活性化協議会

日時：令和5年6月26日（月）15：00～

場所：米沢市役所 3階 庁議室

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 委員紹介

4 議事

(1) 監事の選任について 資料1

(2) 令和4年度事業報告並びに収支決算について 資料2 資料3

(3) 令和5年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について 資料4 資料5

(4) 市街地循環路線（右回り、左回り、南回り）の見直しについて 資料6-1、-2、-3

(5) 報告

基本目標の達成状況について 資料7

5 その他

6 閉会

【配布資料】

議事次第・委員名簿

資料 1 監事の選任について

資料 2 令和 4 年度米沢市地域公共交通活性化協議会事業報告

資料 3 令和 4 年度米沢市地域公共交通活性化協議会収支決算

資料 4 令和 5 年度米沢市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

資料 5 令和 5 年度米沢市地域公共交通活性化協議会収支予算（案）

資料 6-1 市街地循環路線の見直しについて

資料 6-2 市街地循環路線見直し後ダイヤ（案）

資料 6-3 市街地循環路線見直し後ルート（案）

資料 7 基本目標の達成状況の確認

資料 8 規約

米沢市地域公共交通活性化協議会委員名簿

委員

(敬称略・五十音順)

No.	委員名	所属・職名	備考
1	安孫子 幸 一	山形県置賜総合支庁 総務課連携支援室長	代理出席：主事 安達元輝
2	安 部 徹	米沢商工会議所 理事・事務局長	【副会長】
3	安 部 昌 記	米沢市内高等学校長会 (山形県立米沢東高等学校 教諭)	新任
4	有 路 仙 之	東北運輸局山形運輸支局 山形運輸支局長	代理出席：主席運輸企画専門官 角張英恵 新任
5	今 村 元 一	米沢地区ハイヤー協議会 会長	
6	植 野 みどり	公募委員	
7	大河原 真 樹	米沢市 副市長	【会長】
8	長 内 真	山形河川国道事務所 米沢国道維持出張所長	欠席
9	金 子 明 夫	米沢市小中学校長会 (米沢市立西部小学校 校長)	新任
10	河 田 亜 依	山形大学工学部 学生	欠席
11	黒 須 敬 子	公募委員	
12	小 山 雄 司	山形県置賜総合支庁 道路計画課長	代理出席：課長補佐 鷲尾仁主
13	佐 藤 文 俊	東日本旅客鉄道株式会社米沢駅 駅長	
14	鈴 木 新 一	米沢市地区委員会 副委員長	新任
15	鈴 木 正 幸	山交バス株式会社米沢営業所 所長	
16	高 澤 由 美	山形大学 准教授	
17	桃 井 義 典	米沢警察署 署長	代理出席：交通課長 阿部隆宏
18	濱 田 好 花	山形県立米沢栄養大学 学生	欠席 新任
19	山 川 良 雄	公募委員	
20	山 田 記 子	米沢市身体障がい者福祉協会 婦人部会 米沢市身体障がい者相談員	
21	我 妻 康 次	米沢市コミュニティセンター館長会 会長	新任
22	渡 辺 博 幸	山形県公立大学法人 事務局長	新任

米沢市地域公共交通アドバイザー

	吉 田 樹	福島大学 教育研究院 准教授/前橋工科大学 学術研究院 特任准教授	欠席
--	-------	-----------------------------------	----

事務局

	遠 藤 直 樹	企画調整部長	
	鈴 木 弘 樹	企画調整部地域振興課長	
	菅 原 豊 子	企画調整部地域振興課長補佐	
	菊 地 一 斗	企画調整部地域振興課地域振興担当主査	
	渡 部 成 巳	企画調整部地域振興課主任	

《監事の選任について》

人事異動に伴い、監事 2 名が委員交代となったことから、規約第 6 条第 3 項に基づき選出するもの。

役 職	所属職名等	氏 名
監 事		
監 事		

令和 4 年度米沢市地域公共交通活性化協議会 事業報告

1 協議会の開催

	実施日	内 容
第 1 回	6/29（水）	・ 役員の互選について ・ 事業報告について ・ 収支決算について ・ 令和 4 年度事業計画（案）について ・ 令和 4 年度収支予算（案）について ・ 報告 (1) 米沢駅の誘導サイン等の改善に係る公募型プロポーザルの実施について (2) 郊外部から市街地へのアクセス見直しについて (3) 奥羽新幹線の整備と米沢-福島間トンネル整備の早期実現にむけた活動について (4) 交通系 IC カードの活用とバスの乗り方教室について
第 2 回	3/20（水）	・ 報告 米沢市地域公共交通計画進捗状況について ・ 協議 令和 5 年度以降の事業内容について

2 協議会事業の実施

重点事業番号	事 業	内 容
1－1－①	市街地循環路線の再編見直し （右回り・左回り）	・ すこやかセンターでのバス時間調整 ・ 米沢駅東口からの発着に関する協議 （R5. 4. 1 より東口発着開始）
1－1－②	米沢駅の誘導サイン等の改善	・ 米沢駅構内及び米沢駅周辺における 誘導サインデザインの作成
2－1－①	郊外部の路線バスの再編・見直し	・ 山交バス路線の廃止と減便 (1) 小松線：廃止（R5. 3. 31） (2) 上郷線：減便（R5. 4. 1） (3) 小野川温泉線：減便（R5. 4. 1）
2－1－②	運行方法・交通モード等の見直し	・ アドバイザーを招聘しての各地区との協議及びアドバイザーを招いての勉強会（六郷地区、南原地区、三沢地区、愛宕地区、窪田地区）

重点事業番号	事業	内 容
2-1-②	運行方法・交通モード等の見直し	・六郷地区アンケート調査 ・六郷地区のりあいタクシー実証運行に向けた住民説明会（R5.4.1より実証運行開始）
3-1-②	維持・管理に要する財源の確保	・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金申請 ・公立置賜病院利用者へのヒアリング調査
3-1-③	奥羽新幹線の整備と米沢-福島間トンネル整備の早期実現	・新幹線を活用した精密機械部品輸送 ・山形新幹線の「おもひでとみらい」を語るトークショー開催 ・国及び東日本旅客鉄道(株)へ要望活動
4-1-②	バス待ち環境の改善	・信夫町バス停標識の移動 ・バス停上屋設置に向けた長田広告(株)との協定締結 ・米沢市役所前バス停時刻表看板作成
5-1-①	ICカードの活用	・ICカード普及活動 (1) チラシ作成及び全戸配布 (2) yamako cherica の市役所地域振興課窓口での販売（40枚販売） (3) コロナ禍における学生生活支援のため、市内の大学等に在学する学生を対象に yamako cherica の配布（3,745枚配布）
5-1-②	バスの乗り方教室	・コミセン館長会での山交バス(株)が行うバスの乗り方教室のチラシ配布
5-1-③	企業や免許返納者に対する利用促進策の展開	・八幡原企業協議会要望を受けての調査 ・八幡原企業協議会との協議

3 地域公共交通に係るアドバイザー派遣

協議会事業の実施にあたり、「福島大学/前橋工科大学 吉田 樹」氏を招聘し、協議会事業実施全般に係るコーディネートや助言をいただいた。特に令和4年度は運行方法・交通モード等の見直し事業において地区住民の公共交通への理解を深めるための勉強会を4回開催した。

資料 3

令和 4 年度米沢市地域公共交通活性化協議会
収支決算

歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	843,000	843,000	0	米沢市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	563,553	563,553	0	令和 3 年度からの繰越
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	447	40,009	39,562	ICカード売上、預金利子等
歳入合計			1,407,000	1,446,562	39,562	

歳出

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	355,000	129,900	△ 225,100	委員謝礼等
	2 事務費	1 事務費	117,000	55,080	△ 61,920	振込手数料、消耗品費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	935,000	707,408	△ 227,592	アドバイザー報酬、ICカード利用促進に係る経費
歳出合計			1,407,000	892,388	△ 514,612	

歳入決算額 1,446,562

歳出決算額 892,388

差引 554,174 は令和 5 年度に繰越し

I C カード普及促進事業特別会計

歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	100,000	100,000	0	米沢市地域公共交通活性化協議会負担金
歳入合計			100,000	100,000	0	

歳出

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備 考
1 事業費	1 事業費	1 事業費	100,000	100,000	0	I C カード購入費
歳出合計			100,000	100,000	0	

監 査 報 告 書

米沢市地域公共交通活性化協議会

会長 大河原 真樹 様

令和4年度収支決算について、関係帳票類など監査の結果、
適正に処理されていることを認めます。

令和5年5月24日

監事 太 田 和 広

令和5年6月 1日

監事 佐々木 紀 子

※原本には、自署・押印をいただいております。

個人情報保護の観点から、監査報告書には記載しておりませんので
御了承ください。

令和 5 年度米沢市地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

米沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、米沢市地域公共交通計画（以下「計画」という。）に位置付けられた以下の事業を実施するとともに、事業実施に関する協議を行う。

1 計画の推進

計画において定めた各プロジェクトの重点事業を実施する

○市街地の魅力向上プロジェクト（重点事業 1）

（1）市街地循環路線の再編・見直し

循環右回り・左回りバス・南回り路線の再編に向けて、利用しやすいダイヤ、経路及び路線名称等の見直しの検討を行う。

（2）米沢駅の誘導サイン等の改善

令和 4 年度に策定した計画を元に誘導サイン等の設置を行う。

（3）ナセ B A の交通拠点としての機能強化

ナセ B A 周辺の一方通行解除等に合わせて、バス経路の見直し及びバス乗り場の新設を検討する。

○市街地へのアクセス性確保プロジェクト（重点事業 2）

（1）郊外部の路線バスの再編・見直し

再編に向けての検討を行う。

（2）運行方法・交通モード等の見直し

令和 4 年度に引き続き、各地区との協議及び需要調査等を行う。

○広域連携強化プロジェクト（重点事業 3）

（1）鉄道との接続性向上

循環バス各路線のパターンダイヤ化等見直しに合わせて再編を検討する。

（2）奥羽新幹線の整備と米沢-福島間トンネル整備の早期実現

米沢-福島間におけるトンネル整備の早期実現に向けた政府への要望活動及びはこびゅんを活用した利用促進の取組を行う。

○利用しやすさ・わかりやすさ改善プロジェクト（重点事業 4）

（1）運賃制度の見直し

現状の運賃制度の見直し等について検討する。

（2）バス待ち環境の改善

バス路線の見直しに合わせて、対象箇所の選定及びスーパーやコンビニエンスストア等への協力依頼に向けた調整を図る。

バス停上屋設置に向けて、協定を締結している長田広告㈱及び関係機関との調整を図る。

(3) 運行情報の公表・更新

ダイヤ等の改正に合わせ、適宜データの更新を行う。

(4) 総合的な公共交通マップ・時刻表の作成

公共交通利用啓発パンフレットの作成。

循環路線見直しに合わせたバスマップの内容検討。

○公共交通の基盤固めプロジェクト（重点事業5）

(1) ICカードの活用

山交バス米沢営業所及び米沢市役所以外での yamako cherica 販売の検討。

バス車内及びバス停時刻表での周知。

(2) バスの乗り方教室の実施

小・中学校に向けたバスの乗り方教室の周知。

各コミセンに向けたバスの乗り方教室の周知。

(3) 地域主体の交通サービスの導入等の支援

市街地内の交通需要に関する調査の実施及び交通モードの検討。

(4) 企業や免許返納者に対する利用促進策の展開

免許返納者に対するサービスに関して関係事業者、及び米沢市関係課と検討。

八幡原企業協議会との協議。

2 協議会の開催

計画の実施等に関し必要な協議を行う。

3 地域公共交通に係るアドバイザー派遣

昨年に引き続き、福島大学/前橋工科大学 准教授 吉田 樹氏をアドバイザーとして招聘し、各種事業の実施に係る助言をもらう。

地区との勉強会の際、各地区の異なる公共交通事情も踏まえた説明をしていただく。

資料 5

令和5年度米沢市地域公共交通活性化協議会 収支予算（案）

歳入

（単位：円）

款	項	目	今年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	834,000	843,000	△ 9,000	米沢市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	554,174	563,553	△ 9,379	令和4年度から繰越
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	826	447	379	預金利子等
歳入合計			1,389,000	1,407,000	△ 18,000	

歳出

（単位：円）

款	項	目	今年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	358,000	355,000	3,000	委員謝礼等
	2 事務費	1 事務費	105,000	117,000	△ 12,000	振込手数料、消耗品費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	926,000	935,000	△ 9,000	アドバイザー報酬、ICカード利用及び普及促進に係る経費等
3 予備費	1 予備費	1 予備費				
歳出合計			1,389,000	1,407,000	△ 18,000	

市街地循環路線の見直し（案）

米沢市公共交通計画「1. 市街地の魅力向上プロジェクト」重点事業①市街地循環路線の再編・見直し、及び③ナセ BA の交通拠点としての機能強化、「3. 広域連携強化プロジェクト」重点事業①鉄道等との接続性向上

見直しのポイント

○パターンダイヤ化（右・左・南）

米沢駅を起点としてある程度決まった時間に出発し、利便線の向上を図る。

右回り 午前便：〇〇時 35 分発、午後便：〇〇時 15 分発

左回り 午前便：〇〇時 05 分発、午後便：〇〇時 45 分発

南回り 11 便中 7 便が〇〇時 0 0 分発

○学生利用を想定したルート、ダイヤへの変更（南）

（1）学生の講義時間に合わせたダイヤ編成

	講義開始時間	便
1 限	8 : 50	2 便
2 限	10 : 30	4 便
3 限	13 : 00	6 便
4 限	14 : 40	7 便
5 限	16 : 20	8 便

	講義終了時間	便
1 限	10 : 20	5 便
2 限	12 : 00	6 便
3 限	14 : 30	8 便
4 限	16 : 10	9 便
5 限	17 : 50	10 便

（2）興譲館高校を経由するルートを朝夕の便に追加

登校時：1 便

下校時：9 便、10 便、11 便

（3）山大正門付近を経由するルートへ変更

（4）ムサシ、ドンキホーテ、成島ヨークタウンといった商業施設前を通るルートを昼の便に追加（6 便、8 便）

○ナセ BA の交通拠点としての機能強化（右）

令和 5 年度に予定している平和通り商店街の一方通行解除に伴い、循環右回り路線をナセ BA 前を経由するルートに変更し、市街地循環バス 3 系統全てがナセ BA 前を経由するルートとなる。

○鉄道との接続性向上（右・左・南）

（１）山形新幹線との接続

- ・上り便出発時刻に循環右回り路線の米沢駅到着時刻を合わせる。
- ・上り便到着時刻に循環左回り路線の米沢駅出発時刻を合わせる。
- ・下り便出発時刻に循環左回り路線の米沢駅到着時刻を合わせる。
- ・下り便到着時刻に循環右回り路線の米沢駅出発時刻を合わせる。

（２）奥羽本線・米坂線との接続

- ・通勤、通学時間に合わせて奥羽本線（上り・下り）米坂線の到着時刻に各バス路線の１便・２便の出発時刻を合わせる。

鉄道路線	鉄道着時刻	バス発時刻
奥羽本線（上り）	７：１６	循環右１便（７：４０）
		循環南１便（７：２５）
	７：５７	循環左２便（８：１０）
		循環南２便（８：１０）
奥羽本線（下り）	８：００	循環左２便（８：１０）
		循環南２便（８：１０）
米坂線	７：２４	循環右１便（７：４０）
		循環左２便（８：１０）
		循環南２便（８：１０）

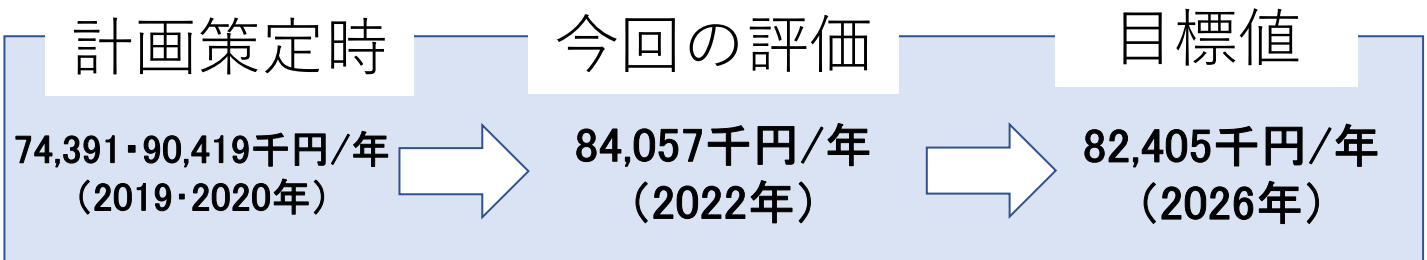
- ・退勤、下校時間に合わせて奥羽本線（上り・下り）米坂線の発車時刻に各バス路線の到着時刻を合わせる。

鉄道路線	バス着時刻	鉄道発時刻
奥羽本線（上り）	循環右９便（１７：１２）	１７：４４
	循環南９便（１７：１０）	
	循環右１０便（１８：１２）	１８：４２
	循環右１２便（２０：１２）	２０：４０
奥羽本線（下り）	循環右９便（１７：１２）	１７：２９
	循環南９便（１７：１０）	
	循環右１０便（１８：１２）	１８：４０
	循環右１２便（２０：１２）	２０：２８
米坂線	循環右１０便（１８：１２）	１８：３２

基本目標の達成状況の確認

○基本目標1：市街地における公共交通の利便性の向上

指標・数値目標「公的資金の投入額」



<達成状況・分析>

- ・2020年と比較し6,092千円負担額が減っている。
- ・歳出額で比較するとICカード導入による使用料等及び2021年からの指定管理料の変更によって増額となっているが、循環バス(右・左・南)の歳入額とその他の歳入(主にフィーダー補助金)が増えており、結果として全体の負担額は減っている。
- ・循環バスの歳入増額要因は、交通系ICカードの導入及び学生への交通系ICカード配布による利用者数の増によるものと考えられる。

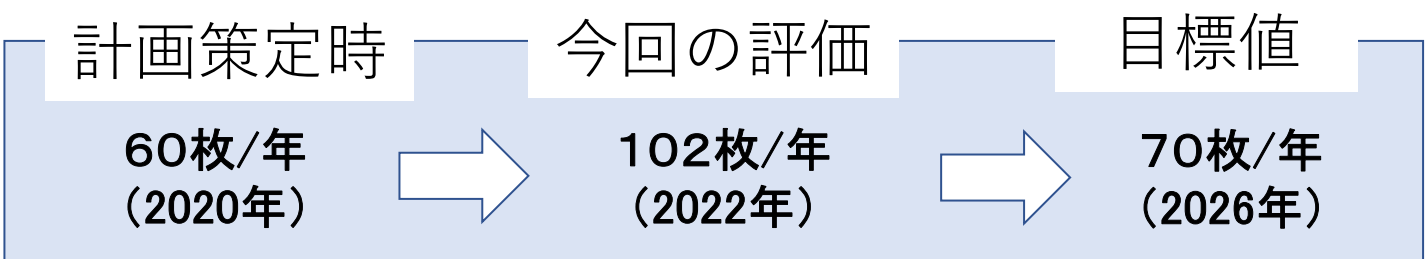
<評価・次年度に向けて課題や取組>

- ・市内循環バス路線の見直しにより、利用促進を図る。
- ・引き続き交通系ICカードの普及に務める。
- ・各種補助金を活用する。

基本目標の達成状況の確認

○基本目標1：市街地における公共交通の利便性の向上

指標・数値目標「通学定期券の年間発行枚数(循環バス)」



<達成状況・分析>

- ・学生利用の増加によって計画策定時と比較し42枚発行枚数は増えており、目標値を達成している。

<評価・次年度に向けて課題や取組>

- ・学生に利用しやすい路線への見直しを図ることで引き続き目標値を上回る発行枚数を維持する。

販売場所		2020年	2022年
循環バス	市役所	5	11
	ASK	31	48
	ナセBA	2	4
	山大	7	12
	西部	0	0
南回り	山交	15	27
計		60	102

基本目標の達成状況の確認

○基本目標1：市街地における公共交通の利便性の向上

指標・数値目標「市街地循環バスの年間利用者数」

計画策定時

116・86千人/年
(2019・2020年)

今回の評価

116千人/年
(2022年)

目標値

101千人/年
(2026年)

路線名		2020年	2022年	比較
市民バス	右回り	34,097	46,836	12,739
	左回り	31,580	43,125	11,545
山交バス	南回り	20,432	26,594	6,162
合計		86,109	116,555	30,446

＜達成状況・分析＞

- ・計画策定時と比較し30千人増加しており、目標値を達成している。
- ・主な増加要因は学生への交通系ICカード配布によるものとする。

＜評価・次年度に向けて課題や取組＞

- ・学生に利用しやすい路線への見直しを図ることで引き続き目標値を上回る利用者数を維持する。

基本目標の達成状況の確認

○基本目標2：市内各地域における公共交通の利便性の維持・向上

指標・数値目標「公共交通の年間利用者数」

計画策定時

280・211千人/年
(2019・2020年)

今回の評価

223千人/年
(2022年)

目標値

245千人/年
(2026年)

路線名		2020年	2022年	比較
山交バス	南回り除く	97,583	78,623	△18,960
市民バス	万世線	19,260	21,335	2,075
	右回り	34,097	46,836	12,739
	左回り	31,580	43,125	11,545
山交バス	南回り	20,432	26,594	6,162
乗合タクシー		8,410	7,200	△1,210
合計		211,362	223,713	12,351

＜達成状況・分析＞

- ・2020年と比較し12千人増加している。
- ・主な増加要因は学生循環路線及び万世線の学生利用増による。南回り線を除く山交バス路線は利用者が減少している。

＜評価・次年度に向けて課題や取組＞

- ・循環路線の学生に利用しやすい路線への見直しを図り目標達成を目指す。
- ・利用者が減少している山交バス路線運行地域と公共交通に関する協議を進め、より利便性の高い公共交通を目指す。

基本目標の達成状況の確認

○基本目標3: 圏域連携・都市間連携。事業者間連携の維持・活性化

指標・数値目標「広域的な公共交通の年間利用者数（鉄道：米沢駅）」

計画策定時

811.4・未公表 千人/年
(2019年・2020年)

今回の評価

未公表
(2022年)

目標値

811.4千人/年
(2026年)

<参考>

指標としている数値は「山形県の鉄道輸送」における「米沢駅」の乗車人数であり、3年に1度の公表のため、2020年及び2021年は未公表。

JR東日本ホームページでの「各駅の乗車人数」における米沢市は

2020年: 488.7千人

2021年: 538.7千人

<達成状況・分析>

新型コロナウイルス感染症の影響で計画策定時よりも大幅に利用者は減っている。

2020年から2021年にかけて50千人程度の増となっている。

<評価・次年度に向けて課題や取組>

市内循環バス路線の見直しを図り、鉄道との接続性を向上させることで、アフターコロナにおける観光需要での公共交通利用を促進する。

基本目標の達成状況の確認

○基本目標3: 圏域連携・都市間連携。事業者間連携の維持・活性化

指標・数値目標「広域的な公共交通の年間利用者数（高速バス米沢～仙台線）」

計画策定時

68・25 千人/年
(2019年・2020年)

今回の評価

50千人/年
(2022年)

目標値

47千人/年
(2026年)

	高速バス米沢～仙台線利用者数
2019年	68,305
2020年	25,975
2021年	32,355
2022年	50,066

<達成状況・分析>

・2020年と比較し25千人増加しており、目標値を達成しているが2019年と比較すると18千人減少している。

<評価・次年度に向けて課題や取組>

・アフターコロナにおける旅行需要等を取り込むことで、引き続き目標値以上を維持しつつ、2019年の数値を目指し、利用拡大にむけた取り組みを進めていく。

基本目標の達成状況の確認

○基本目標4: 公共交通の利用しやすさ・わかりやすさの向上

指標・数値目標「バス待ち環境の改善箇所」

計画策定時

0か所
(2020年)

今回の評価

2か所
(2022年)

目標値

5か所
(2026年)

<達成状況・分析>

・市役所前バス停の時刻表表示の改善による待合スペースの拡充及び信夫町バス停の設置個所の改善を行った。

<評価・次年度に向けて課題や取組>

・循環バスの見直しに伴いより利用しやすいバス停の設置個所を選定。
・コンビニエンスストアやスーパー前にバス停を設置し、バス待ち環境の改善を図るために関係者への協力依頼要請。

基本目標の達成状況の確認

○基本目標5: 生活の基盤となる公共交通の持続性の向上

指標・数値目標「地域協働に向けた協議地区数」

計画策定時

0地区
(2020年)

今回の評価

3地区
(2022年)

目標値

5地区
(2026年)

<達成状況・分析>

・六郷地区、南原地区及び三沢地区と協議を開始し、六郷地区は令和5年4月からのりあいタクシーの実証運行を開始した。その他4地区についてもアドバイザーとの勉強会を行うなど、協議に向けて地域との連携を図っている。

<評価・次年度に向けて課題や取組>

・勉強会等次の段階へと進めていない地域があるので、引き続き生活の基盤となる公共交通の導入について、地区と協力しながら進めていく。

米沢市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 米沢市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「計画」という。)の策定及び実施等に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を米沢市金池五丁目2番25号米沢市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 米沢市
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 学識経験者
- (6) 市民又は地域公共交通の利用者
- (7) 国土交通省東北運輸局
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、米沢市副市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の出納監査を行う。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって該当委員の出席とみなす。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提供又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第11条 協議会は、公共交通政策に関する識見を有するアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、第3条各号に掲げる業務等について、必要な助言を行うものとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、米沢市企画調整部地域振興課に置く。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局においてこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和2年6月18日から施行する。
- 2 この規約は、令和3年5月31日から施行し、改正後の米沢市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、令和3年4月1日から適用する。